

水産資源保護法

目次

第一章 總則（第一條—第三條）

第二章 水産資源の資源培養（第四條—第二十八條）

第一節 水産動植物の採捕制限等（第四條—第十三條）

第二節 保護水面（第十四條—第十九條）

第三節 さく河魚類の保護培養（第二十條—第二十六條）

第四節 水産動植物の種苗の確保（第二十七條、第二十八條）

第三章 水産資源の調査（第二十九條、第三十條）

第四章 補助（第三十一條）

第五章 雜則（第三十二—第三十五條）

第六章 罰則（第三十六條—第四十一條）

附則

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、水産資源の保護培養を圖り、且つ、その効果を將來にわたつて維持することにより

漁業の發展に寄與することを目的とする。

（適用範圍）

第二條 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。

第三條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一體を成すものには、この法律を適用する。

第二章 水産資源の保護培養

第一節 水産動植物の採捕制限等

（水産動植物の採捕制限等に關する命令）

第四條 農林大臣又は都道府縣知事は水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、左に掲げる事項に關して、省令又は規則を定めることができる。

一、水産動植物の採捕に關する制限又は禁止

二、産水動植物の販賣又は所持に關する制限又は禁止

三、漁具又は漁船に關する制限又は禁止。

四、水産動植物に有害な物の潑棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に關する制限又は

禁止。

五、水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に關する制限又は禁止。

六、水産動植物の移植に關する制限又は禁止。

2. 前項の規定による省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

3. 前項の罰則に規定することができる又は、省令にあつて二年以下の懲役、五万圓以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六ヶ月以下の懲役、一万圓以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

4. 第一項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具及び同項第六號の水産動植物の没收並に犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没收することができる場合におけるその價額の追徴に關する規定を設けることができる。

5. 農林大臣は、第一項の省令を定めようとするときは、中央漁業調整審議會の意見をきかなければならない。

6. 都道府縣知事は、第一項の規則を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければなら

い。

7. 都道府縣知事は、第一項の規則を定めようとするときは、漁業法（昭二十四年法律第二百六十七號）第八十四條第一項（海區漁業調整委員會の設置）規定する海に面に係るものにあつては、當該都道府縣の區域に沿う海面につき定められたすべての海區の區域を合した海區に設置した連合海區漁業調整委員會（當該都道府縣の區域に沿う海面につき定められた海區の數が一である場合にあつては、當該海區の海區漁業調整委員會）の意見を、同法第二百二十七條（内水面における第五種共同漁業の免許）に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁業管理委員會の意見をきかなければならない。

8. 農林大臣は、第一項第四號水は第五號に掲げる事項に關する省令又は規則であつて、河川法（明治二十九年法律第七十一號）第一條（適用河川）に規定する河川（同法第五條（準用河川）の規定により同法が準用される水流、水面又は河川を含む。以下「河川等」という。）又は砂防法（明治三十年法律第二十九號）第二條（指定土地）の規定により主務大臣が指定した土地（以下「指定土

地」という。)に係るものを定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、建設大臣に協議しなければならぬ。

9. 農林大臣は、第一項第四號に掲げる事項に關する省令又は規則を定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならぬ。

(漁法の制限)

第五條 爆發物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獸捕獲のためにする場合は、この限りでない。

第六條 水産動植物をまひさせ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動植物を採捕してはならない。但し、農林大臣の許可を受けて、調査研究のため、漁業法第二百二十七條に規定する内水面において採捕する場合は、この限りでない。

第七條 前二條の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持し、又は販賣してはならない。

(公共の用に供しない水面)

第八條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三條の水面に通ずるものには、政令で、第四條から前條までの規定及びこれらに係る

罰則を適用することができる。

(許可漁船の定數)

第九條 農林大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第五十二條(指定遠洋漁業)の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項(漁業調整に關する命令)及びこの法律の第四條の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき漁業の種類及び水域別に、省令で、當該漁業に従事することができる漁船の隻數の最高限度(以下「定數」という。)を定めることができる。

2. 農林大臣は、前項の定數を定める場合には、水産資源の現状及び現に當該漁業を営む者の數その他自然的及び社會的條件を總合的に勘案しなければならぬ。

3. 農林大臣は、定數を定めようとするときは、中央漁業調整審議會の意見をきかなければならぬ。(定數超過による許可の取消及び變更)

第十條 前條の規定により定數が定められた時に當該漁業の種類及び水域につき、現に漁業の許可(漁業に關する起業の認可を含む。以下同じ。)を受けている漁船の隻數が定數をこえているときは、農林大臣は、左に掲げる事項を勘案して省令で定める基準

に従い、そのこえる数の漁船につき、當該漁業に係る許可の取消の期日又は變更すべき當該漁業の操業區域及び變更の期日を指定しなければならぬ。

一、各漁業者が當該漁業の種類及び水域につき許可を受けている船舶の隻數

二、當該漁業に従事する漁船の航海度數、主たる操業の場所、操業日數、網入數、漁獲數量その他の操業狀況

三、賃銀その他の給與等の勞働條件

四、各漁業者の經濟が當該漁業に依存する程度

2. 農林大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央漁業調整審議會の意見をきかなければならない。

3. 第一項の規定による指定をする場合において必要があると認めるときは、農林大臣は、當該漁業の種類及び水域につき漁業の許可を受けている漁船であつて同項の指定を受けなかつたものにつき變更すべき當該漁船の操業區域及び變更の期日を指定することができる。

4. 第一項又は前項の規定による指定は、告示をもつてする。

5. 前項の告示をしたときは、當該漁業に係る許可

は、その有効期間にかかわらず、その指定された期日に取り消され、又は操業區域の變更があつたものとする。

6. 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次條の規定による補償金の總額が國會の決議を経た豫算の金額をこえない範圍内でしなければならぬ。

(損失補償)

第十一條 政府は、前條第五項の規定による許可の取消又は操業區域の變更によつて生じた損失を當該處分を受けた者に對し補償しなければならぬ。

2. 前項の規定により補償すべき損失は、同項の處分によつて通常生ずべき損失とする。

3. 前項の補償金額は、農林大臣が中央漁業調整審議會の意見をきいて定め、これを告示する。

4. 補償金交付の方法は、政令で定める。

5. 第三項の規定により告示された補償金額に不服がある者は、告示の日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

6. 前項の訴においては、國を被告とする。

(漁業従事者に對する措置)

第十二條 第十條第五項の規定により許可の取消を受

けた者は、同條第四項の告示の日現在において、許可を受けた漁船に乗り組んでいる者及び當該漁船のために陸上作業をしている者に對し、交付を受けた補償金のうち省令で定める金額を支給しなければならぬ。

(漁獲限度)

第十三條 農林大臣は、水産資源の保護のために必要があるとき、漁業法第五十二條の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に、當該漁業により漁獲すべき年間の數量の最高限度(以下「漁獲限度」という。)を定め、關係業者又はその團體に對しこの限度をこえて漁獲しないよう措置すべきことを勧告することができる。

2. 農林大臣は、前項の漁獲限度を定めようとするときは、中央漁業調整審議會の意見をきかなければならない。

第二節 保護水面

(保護水面の定義)

第十四條 この法律において「保護水面」とは、水産

動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が發生するのに適している水面であつて、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として農林大臣が指定する區域をいふ。

(保護水面の指定)

第十五條 保護水面は、農林大臣が都道府縣知事の申請に基いて、且つ、中央漁業調整審議會の意見をきいて農林大臣が定める基準に従つて、指定する。

2. 都道府縣知事は、前項の指定の申請をしようとするときは、當該保護水面の區域及びその指定が必要である理由を記載した申請書に、第十七條第一項に規定する當該保護水面の管理計畫を添えなければならぬ。

3. 都道府縣知事は、第一項の指定の申請をしようとするときは、指定の申請をすること及び前項の管理計畫について、指定を申請しようとする保護水面が漁業法第八十四條第一項に規定する海面に屬する場合にあつては、當該保護水面につき定められた海區に設置した海區漁業調整委員會の意見を、指定を申請しようとする保護水面が同法第七十七條に規定する内水面に屬する場合にあつては、内水面漁場管理委員會の意見をきかなければ

ならない。

4. 農林大臣は特に必要があると認めるときは第一項の規定による都道府県知事の申請がない場合でも、同項に規定する基準に従つて保護水面を指定することができる。

5. 農林大臣は、前項の規定により保護水面の指定をするときは、第十七條第一項に規定する当該保護水面の管理計畫を定めなければならない。

6. 農林大臣は、第四項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をしようとする前項の管理計畫について、指定をしようとする保護水面の屬する水面を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

7. 第三項の規定は、都道府県知事が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

8. 第一項又は第四項の規定による保護水面の指定は保護水面の區域及び第十六條の規定によるその管理者の告示をもつてする。

(保護水面の管理者)

第十六條 保護水面の管理は、当該保護水面の屬する水面を管轄する都道府県知事が行う。但し、当該水

面が二以上の都道府県知事の管轄に屬し、又は当該水面の管轄が明確でないときは、農林大臣は当該保護水面を管理する都道府県知事を指定し、又はみずから管理することができる。

(保護水面の管理計畫)

第十七條 漁護水面の管理計畫においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一、増殖すべき水産動植物の種類並びにその増殖の方法及び増殖施設の概要

二、採捕を制限し、又は禁止する水産動植物の種類及びその制限又は禁止の内容

三、制限し、又は禁止する漁具又は漁船及びその制限又は禁止の内容

2. 都道府県知事は、農林大臣の認可を受けて、その管理する漁護水面の管理計畫を變更することができる。この場合には、第十五條第三項の規定を準用する。

3. 農林大臣は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に對しその管理する漁護水面の管理計畫を變更すべきことを命ずることが出来る。この場合には、第十五條第六項及び第七項の規定を準用する。

(工事の制限等)

第十八條 保護水面の區域(河川等、指定土地又は港湾法(昭和二十五年法律第二百十八號)第二條第三項(涉灣區域の定義)に規定する港灣區域(その區域外百メートル以内の區域を含む)若しくは同法第五十六條第一項(港灣區域の定めない港灣)に規定する水域(以下第四項において「港灣區域」と總稱する)に係る部分を除く)内において、埋立若しくは、いんせつ、の工事又は水路、河川の流量若しくは、水位の變更をきたす工事をしようとする者は、政令の定めるところにより當該保護水面を管理する都道府縣知事又は、農林大臣の許可を受けなければならぬ。

2. 都道府縣知事又は農林大臣は、前項の許可を受けないでされた工事が當該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、當該工事の施行者に對し、當該工事を變更し、又は當該水面を原狀に回復すべきことを命ずることができる。

3. 建設大臣又は地方行政廳は、河川等若しくは指定土地に關する第一項の掲げる工事をし、若しくはさせようとする場合又はこれらの工事について河川法第十七條から第十九條まで(河川使用の許

可等)の規定による許可若しくは砂防法第四條(指定土地における一定行爲の禁止、制限)の規定による制限に係る許可をしようとする場合において當該工事が保護水面の區域内においてされるものであるときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、當該保護水面を管理する都道府縣知事又は農林大臣に協議しなければならない。

4. 運輸大臣又は港灣管理者(港灣法第二條第一項(港灣管理者の定義)に規定する港灣管理者をいふ以下同じ)が港灣區域内における第一項に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの工事について港灣管理者の長が同法第三十七條第一項(港灣區域内の工事の許可)の規定による許可をし、同條第三項(港灣區域内の國等の工事についての特例)の規定による協議に應じ、都道府縣知事が同法第五十六條第一項の規定による許可をし、同條第三項(港灣區域の定めない港灣への準用)の規定による協議に應じ、若しくは港灣管理者の長が同法第五十八條第二項(公有水面埋立法との關係)の規定により公有水面埋立法(大正十年法律第五十七號)の規定による都道府縣知事の職權を行おうとする場合において、當該工事が保護水面

の区域内においてされるものであるときは、運輸大臣、港湾管理者の長又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議しなければならない。

5. 保護水面の区域内において水産動植物の保護培養のため特に必要があるときは、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣は、政令の定めるところにより、建設大臣若しくは地方行政廳又は運輸大臣、港湾管理者の長若しくは都道府県知事に對し、当該区域内における第一項に掲げる工事又はその工事により施設された工作物に關し必要な勸告をすることができ。

(費用の負擔)

第十九條 都道府県知事が管理計畫に基いて行う保護水面の管理に要する經費は、國の負擔とする。

第三節 さく河魚類の保護培養

(國營の人工孵化放流)

第二十條 農林大臣は、さく河魚類のうちさけ及びますの増殖を圖るために、その人工孵化放流を実施する。

2. 農林大臣は、毎年度前項の人工孵化放流の實施

に關する計畫を定めなければならない。

3. 前項の人工孵化放流の計畫においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一、当該年度において人工孵化放流を実施する河川
二、当該年度において人工孵化放流を実施する場所及び放流數

4. 農林大臣は、第二項の人工孵化放流の計畫を定めようとするときは、中央漁業調整審議會の意見をきかなければならない。

5. 農林大臣は、省令の定めるところにより第一項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

(受益者の費用負擔)

第二十一條 農林大臣は、さく河魚類のうちさけ又はますを目的とする漁業を營む者が、前條第一項の規定により實施する人工孵化放流により著しく利益を受けるときは、その者にその實施に用する費用の一部を負擔させることが出来る。

(さく河魚類の通路の保護)

第二十二條 さく河魚類の通路となつてゐる水面に設置した工作物の所有者又は占有者はさく河魚類のさく上を妨げないよう、その工作物を管理しなければ

ばならない。

2. 農林大臣又は都道府縣知事は、前項の工作物の所有又は占有者が同項の規定による管理を怠つていと認めるときは、その者に對し同項の規定に従つて管理すべきことを命ずることができる。

第二十三條 農林大臣は、さく河魚類の通路を害する處があると認めるときは、水面の一定區域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することが出来る。

2. 農林大臣は、前項の規定による制限をしようとするときは、當該工作物を設置しようとする者に對し、さく河魚類の通路又は當該通路に代るべき施設を設置すべきこと、もし、さく河魚類の通路又は當該通路に代るべき施設を設置することが著しく困難であると認めるときは、さく河魚類の通路におけるさく河魚類又はその他の魚類の繁殖に必要な施設を設置し、又は方法を講ずべきことを命ずることによつてもこれを行うことができる。

3. 前項の規定による命令を受けたものは、省令の定めるところにより、當該命ぜられた事項についての計畫を作成し、これについて農林大臣の承認を受けなければならない。

第二十四條 農林大臣は、工作物がさく河魚類の通路

を害すると認めるときは、その所有者又は占有者に對し、除害工事を命ずることができる。

2. 前項の規定により除害工事を命ずるときは、次項の規定による補償金の總額が國會の議決を経た豫算の金額をこえない範圍内で行なければならぬ。

3. 農林大臣は第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について權利を有する者に對し相當の補償をしなければならない。

但し、第二十二條第二項の規定による命令に違反した者に對し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に對しては、補償しない。

4. 第一項の規定による除害工事の命令が利害關係人の申請によつてされたときは、農林大臣の定めるところにより、當該申請者が、前項本文の規定による補償をしなければならない。

5. 前二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増減を請求することができる。

6. 前項の訴においては、國を被告とする。

但し第四項の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

7. 第一項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において当該工作物の上に先取特權質權又は抵當權があるときは当該先取特權者質權者又は抵當權者から供託しなくてもよい旨の申出がある場合を除き農林大臣又は第四項の當該申請者は第三項又は第四項の補償金を供託しなければならぬ。

8. 前項の先取特權者質權者又は抵當權者は同項の規定により供託した補償金に對してその権利を行使することができる。

(内水面におけるさけの採捕禁止)

第二十五條 漁業法第百二十七條に規定する内水面においては、さく河魚類のうちさけを採捕してはならない。

但し、漁業の免許を受けた者又は漁業法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基く省令若しくは規則の規定により農林大臣若しくは都道府縣知事の許可を受けた者が、當該免許又は許可に基いて採捕する場合は、この限りでない。

(公共の用に供しない水面)

第二十六條 公共の用に供しない水面であつて、公共の用に供する水面又は第三條の水面に通ずるものは、政令で、第二十二條から前條までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。

第四節 水産動植物の種苗の確保

(届出の義務)

第二十七條 省令で定める水産動植物の種苗を、業として、販賣の目的をもつて採捕し、又は生産しようとするものは、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならない。その業を廢止したときも、同様とする。

(生産及び配付の指示)

第二十八條 農林大臣は、前條に規定する水産動植物の種苗を確保するために必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、同條に規定する者に對し、當該水産動植物の種苗の生産又は配付につき必要な指示をすることができる。

第三章 水産資源の調査

(水産資源の調査)

第二十九條 農林大臣は、この法律の目的を達成するために、水産資源の保護培養に必要であると認めら

れる種類の漁業について、漁獲數量、操業の状況及び海況等に關し、科學的調査を實施しなければならぬ。

2. 農林大臣は省令の定めるところにより、前項の事務の一部を都道府縣知事に委任することができる。

(報告の徴收)

第三十條 農林大臣又は都道府縣知事は、前條の調査を行うために必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の數量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができる。

第四章 補助

(補助)

第三十一條 國は、この法律の目的を達成するために、豫算の範圍内に於いて、左の各號に掲げる者に對し、それぞれ左の各號に掲げる費用の一部を補助することができる。

一、さく河魚類の通路となつてゐる水面に設置した工作物の所有者又は占有者(第二十四條第一項の規定による除害工事の命令を受けたものを除く)が、當該水面において、第二十三條第二項に規定

する施設を設置し、又は改修するのに要する費用
二、國以外の者がさく河魚類のうちさけ又はますの人工孵化放流事業を行うに要する費用

第五章 雜 則

(水産資源保護指導官及び水産資源保護指導吏員)

第三十二條 農林大臣又は都道府縣知事は豫算の範圍内で、所部の職員の中から水産資源保護指導官又は水産資源保護指導吏員を命じ水産資源の保護培養に關する事項の指導及びその他のこの法律及びこの法律に基く命令の勵行に關する事務をつかさどらせる
(水産資源保護培養に關する協力)

第三十三條 都道府縣知事は、水産資源保護培養のために必要があると認めるときは、漁業協同組合その他の者に對し、水産資源の保護培養に關し協力を求めることができる。

(水産資源保護部會)

第三十四條 中央漁業調整審議會に、水産資源の保護培養に關する重要事項を分掌させるために水産資源保護部會を置く。

(訴願)

第三十五條 この法律又はこの法律に基く命令の規定

によつてした行政廳の處分に不服がある者は、農林大臣に訴願することが出来る。

但し、第十一條第五項又は第二十四條第五項の規定により訴を提起することができる場合は、この限りでない。

第六章 罰 則

第三十六條 第五條から第七項までの規定に違反したものは、三年以下の懲役又は二十万圓以下の罰金に處する。

第三十七條 左の各號の一に該當する者は、一年以下の懲役、五万圓以下の罰金、拘留又は科料に處する。

一、第十八條第一項の許可を受けないで、同項の工事をした者

二、第二十三條第一項又は第二項の規定による制限又は禁止に違反した者

三、第二十四條第一項の規定による命令に違反した者

四、第二十五條の規定に違反したものの

第三十八條 第三十六條又は前條第四號の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船又は漁具は、沒收することができる。但し、犯人が所有

していたこれらの物件の全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徴することができる。

第三十九條 第三十六條又は第三十七條の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十條 左の各號の一に該當する者は、六ヶ月以下の懲役、一万圓以下の罰金、拘留又は科料に處することができる。

一、第二十三條第三項の規定に違反した者

二、第二十七條による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三、第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第三十六條、第三十七條又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の當該違反行爲を防止するため、當該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの證明があつたと

附 則

きは、その法人又は人について、この限りでない。

1. この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期限内において、政令で定める。但し、第二十四條、第三十二條、第三十四條及び、第三十七條第三號の規定並びに第二十九條及び、第四十一條の規定中第三十七條第三號の違反行爲に關する部分の施行期日は、昭和二十七年四月一日以後でなければならぬ。
 2. この法律施行の際現に第二十七條に規定する業を行つてゐる者、この法律施行の日から六十日以内に省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならぬ。
 3. 第四十條第二號及び第四十一條の規定は、前項の場合に準用する。
 4. 漁業法の一部を次のように改正する。
第五十八條第一項中「水産資源枯渇防止法（昭和二十五年法律第七十一號）第二條第一項」を「水産資源保護法（昭和二十六年法律第三一三〇號）第九條第一項」に改める。
第六十五條第一項中「水産動植物の繁殖保護」及び
 5. 水産資源枯渇防止法（昭和二十五年法律第七十一號）は、廢止する。
 6. この法律施行前にした行爲に對する罰則の適用についてはなお従前の例による。
（昭和二十六年二月一七日公布）
- び第五號から第七號までを削り、同條第四號中「漁具及び同項第七號の水産動植物」を「及び漁具」に改める。
- 第六十八條から第七十一條までを次のように改める。
- 第六十八條から第七十一條まで削除
- 第七十三條中「第六十五條（漁業調整に關する命令）及び第六十八條から第七十一條まで（漁法の制限及びさく河魚類の保護）の規定並びにこれら」を「第六十五條（漁業調整に關する命令）の規定及びこれ」に改める。
- 第三百三十八條第七號及び第三百三十九條第三號を削る。